診 断 書 付 票

　診断書と併せて，以下の項目にもご回答くださいますようご協力をお願いします。

　　＊成年後見制度においては，鑑定が必要な場合，精神科医に限ることなく，できるだけ本人の状態を把握されている医師（主治医）に鑑定をお願いし，ご協力いただいております。

　　＊鑑定に際しては，わざわざ家庭裁判所にお越しいただくことはありません。

　　＊正式に鑑定をお願いする場合は，後日，家庭裁判所からご連絡します。

１　家庭裁判所の審理過程で，改めて本人の精神の状況について鑑定を依頼した場合，お引き受けいただけますでしょうか。

　　□　家庭裁判所から鑑定を依頼された場合，鑑定を引き受ける。

　　□　鑑定を引き受けることはできないが，下記の医師を紹介する。

　　　氏名

　　　病院等の名称

　　　所在地 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　℡

２　鑑定をお引き受けいただける場合に，ご回答ください。

　⑴　鑑定費用（一般的には５万円前後でお引き受けいただいております。）

　　　□３万円　□５万円　□その他（　　　　円）

　⑵　鑑定期間（一般的には鑑定依頼文書を送付後，１～２か月で鑑定書をご提出いただいております。）

　　　□１か月　□２か月　□　　か月

　⑶　鑑定書作成の手引の送付希望（令和２年１２月に改定されております。なお，最高裁判所のホームページ（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）からも取得することができます。）

　　　□希望する　　□希望しない

　⑷　書類の送付先

　　　□診断書記載の病院等の住所地と同じ

　　　□